



鳥取県公報

令和3年5月31日（月）
号外第59号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 内水面漁	あゆの採捕の禁止（3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
管委告示	水産動物の採捕の禁止に関する指示（4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和3年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	令和3年6月1日から同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）	〃	〃

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和3年5月31日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和3年6月1日から令和4年5月31日まで